

仙北市角館交流センター使用料減免申請書

令和 年 月 日

仙北市長 様

申請者 団 体 名  
代 表 者 氏 名  
住 所 (所在地)  
電 話 番 号

次のとおり仙北市角館交流センター管理規則第5条の規定により使用料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 催物又は集会等の名称
- 2 減免の申請理由
- 3 減免を受けようとする額

使用料の種類	規定の額	減免申請額	減免後の額
施設の使用料	円	円	円
設備等の使用料	円	円	円
冷房・暖房料	円	円	円
		合計額	円

※使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。

- 1 市又は市の機関が主催して使用するとき。
- 2 市民又は市民団体が主催して使用するとき。
- 3 市長が特に必要と認めたとき。

上記申請を 可 とする。  
一部可 とし、  
否 とする。

円減免するものとする。

仙北市長 田口 知明

## 減免基準

イ. 市又は市の機関が主催して使用するとき。

仙北市が主催して使用する場合は、すべてを免除する。

ただし、懇親会（飲食を伴う場合は、冷暖房料は免除しない。）

注）体育協会、芸文協、スポーツ少年団などの団体に事務局（一部事務も含む）を行政で行っている団体の使用はこれに当たらない。

ロ. 市民又は市民団体が主催して使用するとき。

使用料2／3免除

ただし、懇親会（飲食を伴う場合は、免除しない。）

冷・暖房料は減免しない。

### 【対象】

営利を目的としない又は特定の宗教、政治・信条を目的としない団体。

趣味の会・同好会(月謝等を徴収しないもの)、老人クラブ、婦人会等や文化団体・スポーツ団体等の連合組織も含む。町内会、PTA

### 【対象外】

観光協会、商工会、森林組合等業者の連合組織

ハ. 市長が特に必要と認めたとき。

大曲仙北広域交流市町村圏組合（使用料免除、冷暖房料はいただく）

○ 使用目的、状況によりその都度判断する。

国、県、他市町村

他市町村の学校

その他公益に寄与する目的使用申請

全額（減免無し）

観光協会、商工会、森林組合等業者の連合組織

趣味の会・同好会等で月謝等を徴収しているもの

その他イ、ロ、ハに属しないもの

3倍徴収するもの

物品等の販売、入場料を取る場合（ただし冷暖房料は規定の通り）